特定非営利活動法人 適格消費者団体 佐賀消費者フォーラム





NEWS LETTER

20201

2020年9月1日発行 佐賀消費者フォーラム 理事会

Tel 0952-37-9839

• 冠婚葬祭互助会の解約料契約約款差し止め請求は福岡高 裁控訴で一部勝訴し、さらに上告受理申立しています。_

①平成28年12月佐賀地裁に提訴

「積み立てた会費から差し引かれる解約手数料が高すぎるのでは?」という消費者の声で、冠婚葬祭互助会契約約款の中途解約金条項が平均的損害を上回る違約金を徴収する内容であるため、消費者契約法9条1号、10条により無効、約款使用の差止を求めて訴訟を提起しました。

争点として、中途解約について約款の違約金条項が消費者契約法9条1号、10条に反するか。主に、約款の定める解約手数料が消費者契約法9条1号の平均的損害の額を超えるか。を争いました。

原告(当フォーラム)は、個々の契約と関連性ある損害 のみが「平均的損害」であると主張しました。

被告(エヌピーオー平安閣互助会)は、全ての経費の合計額を契約件数で除した額をもって平均的損害と主張しました。

②令和1年6月第1審判決

■消費者契約法9条1号の平均的損害について 平均的損害の算定方法について、「本件については、訴えが提起された直前の1年間である基準年度に生じた 費用をもって、被告に生じる損害の額の平均値を算定 することが可能である。」としました。

個別の損害費目については、人件費、手数料、電話代、交通費、会報誌作成費用、営業用建物費用、印刷代、加入者証郵送費、月掛金の集金費用、保証料、会報誌作成費用、会員管理費、完納通知費用全てについて、平均的損害と認めました。

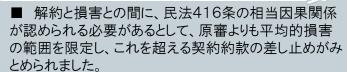
■消費者契約法10条該当性について 本件解約金条項の定める解約手数料は、消費者契約 法9条1号に定める平均的損害の額を超えないため、 任意規定による場合に比して消費者の権利を制限し又 は消費者の義務を加重するものではない、としました。

③判決に不服、福岡高裁へ控訴

【控訴理由】

- ① 互助会制度についての事実誤認
- …「最終的には契約金額(積立金の合計金額)よりも高額な費用を要する儀式の施行を受けるというものである」との認定は、事実誤認である。
- ② 消費者契約法9条1号の平均的損害についての法令解釈:適用の誤りがある
- …「平均的な損害」は、「当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額」の「平均」である。 したがって、「平均的な損害」の解釈にあたっては、当該解除と相当因果関係(関連性)のある費目の平均値に限られる。違約金の合意がない場合の契約解約において、損害として相当因果関係が認められない交通費、人件費、広告宣伝費、電話料、営業用建物の使用に関する費用等は「平均的損害」に含まれない。
- ③ 積立金の運用利益との損益相殺がされていない
- … 原判決は、被控訴人が積立金を運用して得た利益を 控除せずに損害を認定している。

④令和2年5月控訴審福岡判決 一部勝訴、上告受理申立て



【具体的あてはめ】ア.契約締結前の会員募集に要する費用→平均的損害に含まれない。これら費用のうち、契約締結に至った会員の募集に関する費用に限っても同様。イ.契約締結に要する費用→平均的損害に含まれる。ただし、営業用建物は含まれない。ウ.会員管理に要する費用→平均的損害に含まれる。ただし、営業用建物は含まれない。会員募集に関する費用のうち契約に至ったものを除いたものは、平均的損害に含まれない。エ.解約手続に要する費用→平均的損害に含まれる。・消費者契約法10条該当性→該当するとはいえない。

■判決は双方が不服とし、上告受理申し立てしました。 しかし平安閣互助会側が上告理由書を提出せず、上 告は却下されました。





【活動日誌】

令和1年度 11月~令和2年10月

2019年

11月18日 第1回理事会 12月2日 令和1年度定時総会 12月3日 事務所移転

2020年

1月27日 第2回理事会 2月15日

> 佐賀市消費生活フェアで 消費者110番、啓発活動

第3回理事会 5月19日

臨時理事会 6月4日

6月22日 第4回理事会

7月28日 臨時理事会

8月24日 第5回理事会

(予定)

9月5日 適格消費者団体連絡 協議会

10月12日 第9回消費者の集い



会費納入の お願い

令和1年度(令和1年11月~ 令和2年10月分)の年会費納 入未納の方は10月15日まで に振り込み願います。 《振り込み先》

佐賀銀行 鳥栖支店 普通 口座番号 2044650 特定非営利活動法人佐賀消

費者フォーラム

検討委員会 事業者への申し入れ活動

事業者	申入れ内容	結果
書籍出版	書籍を継続購入して完成する模型に	R1年8月回答、表示の
D社	ついての表示が、景表法の有利誤認	改善を確認し、R2年6
H29年9月~	に当たり、改善を申し入れ。	月申入れ活動終了。
書籍出版	書籍を継続購入して完成する模型に	R1年10月回答、表示の
A社	ついての表示が、景表法の有利誤認	一部改善されたが不十
H29年9月~	に当たり、改善を申し入れ。	分のため再申入れ。
ペット	猫を購入したその日から下痢をした	R1年7月契約書変更の
ショップS社	が返品を応じられず、消費者契約法	回答が届いたが、変更
R1年5月~	違反。契約書内容の改善を申し入れ。	後を問い合わせ中。
携帯電話	故障交換時の貸出機の破損による違	R1年12月回答書が届き、
L社	約金請求の規約について、消費者の	今後の対応について検
R1年10月~	利益を損ねないか、問合せ書を送付。	討中。

)今泉照代前事務局長が消費者担当特命大臣 功労賞を受賞されました



山口知事の隣で今泉さん

昨年まで事務局長を 続けられた今泉照代 さんが、長年の佐賀 消費者フォーラムで の適格消費者団体認 定や消費者問題の啓 発活動に対して表彰 を受けました。写真 は8月7日佐賀県知事 との受賞報告会の時 の様子です。

役員・事務局と事務所移転のお知らせ

昨年12月の定時総会で 決まった理事と事務局 を紹介します。

理事長 岩本 論 副理事長 福島和代 德永智子 理事 理事 久保山且也 理事 福井健一 監事 和田修一 事務局長 牧 興道 事務局 力武聡一郎

よろしくお願いします。





(新事務所住所) 〒840-0804佐賀市神野東4-1-31 アパートメント12-103号室

コープさが生協本部(佐賀市開成)にあった事 務所が上記に移転しました。事務局長は毎週火 曜日と木曜日に事務所に常駐しています。 電話0952-37-9839は常時平日9時~18時受付。